

新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザの出席停止期間について

2つの感染症の出席停止期間の資料です。新型コロナウイルスの場合、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して1日(24時間)が経過するまでが出席停止の期間ですので、罹患した場合は、これを参考に御対応ください。

新型コロナウイルス感染症 【出席停止期間】 発症日を0日目として5日間経過、かつ症状軽快後1日経過するまで

※この基準より期間を短縮することは、想定されません。

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態です。

(例)	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
3日目に軽快の場合	発症日	症状あり	症状あり	症状軽快	1日経過	5日間経過	登校可				
6日目に軽快の場合	発症日	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快	1日経過	登校可		

インフルエンザ

【出席停止期間】 発症日を0日目として5日間経過、かつ解熱後2日経過するまで

※抗ウイルス薬によって早期に解熱した場合も感染力は残るため、発症後5日間を経過するまでは出席停止です。病状により主治医から特別な指示があった場合は、保健室に御相談ください。

(例)	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
2日目で解熱の場合	発症日	熱あり	解熱	1日経過	2日経過	5日間経過	登校可				
5日目で解熱の場合	発症日	熱あり	熱あり	熱あり	熱あり	解熱	1日経過	2日経過	登校可		